事業名	松島町定住促進事業補助金制度
事業主体	松島町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☑ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	定住促進及び東日本大震災により被災された方の復興の支援を図るため、町内に住宅を取得する方に対し、予算の範囲内で松島町定住促進事業補助金を交付します。
補助対象要件	次の要件を全て満たす方 (1)町外から松島町に転入する方で申請日現在において年齢が40歳未満の方、又は町民で今回の震災により住宅が半壊以上の被害を受けた方 (2)平成23年3月11日以後に定住（5年以上住民登録される方）を目的として町内に新築住宅又は中古住宅を取得する方 (3)補助金の交付を受けようとする年度の前年度に、納付すべき市町村税等の滞納のない方（転入者にあっては従前住所地において市町村税等の滞納のない方） (4)松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない方 ※平成23年3月11日を基準日とし、転入者の方にあたってはそれより前にすでに転入されていた方、町民の方でも、基準日より前にすでに住宅の取得（契約締結など）をされていた方は対象とはなりません。
補助金額等	補助金額 (1)町外建築業者を利用した場合 住宅取得価格の10%で限度額は50万円（中古住宅は25万円）。 (2)町内建築業者を利用した場合 ・住宅取得価格の10%で限度額は100万円 ・中古住宅を取得し50万円以上の改修を行った場合は、住宅取得価格の10%で限度額が75万円 ※町内建築業者でも、下請施工がある場合は、費用の2分の1以上が町内建設業者による場合に限ります。また、元請けが町外建築業者でも、費用の2分の1以上を町内建築業者が行う場合は適用します。
補助申請期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日　※予算がなくなり次第、受付を終了します。
その他	
ホームページ	https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.cfm/12,0,101,495,html
お問合せ先	企画調整課 ０２２－３５４－５７０２

事業名	松島町新婚世帯応援事業支援金制度
事業主体	松島町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	町における少子化対策の推進及び定住人口の増加を促進し、地域活性化を図るため、松島町内に住所を有している新婚世帯に対し、予算の範囲内で松島町新婚世帯応援事業支援金を交付します。
補助対象要件	■対象者 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、以下の条件を全て満たす世帯 (1)婚姻日における夫婦双方の年齢が３９歳以下であること。 (2)申請日において、夫婦双方又は一方が松島町内に住所を有すること。 (3)夫婦双方が交付決定後５年間は町内に居住する意思があること。 (4)その他要綱に定める交付対象要件を満たす世帯 ■対象経費 以下の費用のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払ったもの (1) 住宅取得費用　婚姻に伴い新たに町内に取得した住宅費用。 (2) 住宅リフォーム費用　婚姻に伴い夫婦の双方又は一方の住所登録がある町内住宅について、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。 (3) 住宅賃借費用　婚姻に伴い新たに町内に住宅を賃借する費用（賃料、敷金、礼金等）。 (4) 引越費用　婚姻に伴い町内の住宅に引越しをする際の費用。 (5) 貸与型奨学金　公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金。
補助金額等	■補助金額 対象経費の合計額（上限10万円） ※予算残額によっては交付額が申請額に満たない場合があります。
補助申請期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日※予算がなくなり次第、受付を終了します。
その他	対象経費の詳細は「松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱（令和6年度分）」の別表を参照願います。
ホームページ	https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.cfm/12,0,101,538,html
お問合せ先	企画調整課 ０２２－３５４－５７０２